5年ごと配当付遺族収入保障特約条項 目次

この特約の概要		第24条	債権者等により特約が解約される場合の取扱
		第25条	特約基本年金額の減額
第1条	用語の意義	第26条	年金支払期間における特約年金の受取人に関す
第2条	特約の型		る取扱
第3条	特約年金および特約満期給付金の支払	第27条	特約の契約者配当金
第4条	特約年金および特約満期給付金の支払に関する	第28条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
	補則	第29条	主契約について保険料の自動貸付の規定を適用
第5条	特約年金の免責事由に該当した場合の取扱		する場合の取扱
第6条	特約満期給付金の自動すえ置	第30条	主契約を払済保険に変更する場合の取扱
第7条	特約年金の現価の一時支払	第31条	保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと
第8条	特約年金および特約満期給付金の請求、支払時		配当付終身保険特約への変更
	期および支払場所	第32条	特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当
第9条	特約高度障害年金の代理請求		付遺族収入保障特約への変更
第10条	特約の保険料払込の免除	第33条	管轄裁判所
第11条	特約の締結および責任開始期	第34条	契約内容の登録
第12条	特約の保険期間および保険料払込期間	第35条	主約款の規定の準用
第13条	特約の保険料の払込	第36条	特約保険料の一部一時払の特則
第14条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第37条	
第15条	特約の失効	第38条	保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと
第16条	特約の復活		配当付終身保険に付加した場合の特則
第17条	告知義務	第39条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保
第18条	告知義務違反による解除		険に付加した場合の特則
第19条	特約を解除できない場合	第40条	
第20条	重大事由による解除		特則
第21条	特約の解約	第41条	特別条件を付けた場合の特則
第22条	特約の返還金	第42条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
第23条	特約の消滅とみなす場合		した場合の特則

5年ごと配当付遺族収入保障特約条項

(平成24年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約遺族年金額および特約高度障害年金額は同額です。

	給付の内容
特約遺族年金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約高度障害年金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているときに支払います。

第1条(用語の意義)

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
特約年金	特約遺族年金および特約高度障害年金をいいます。
特約基本年金額	特約年金および特約満期給付金を支払うときに基準となる金額として、特約締結の際、当会社の
	定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基本年金額
	が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
年金支払期間	特約年金が支払われるときに、その支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの
	期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。
満期給付割合	特約満期給付金の金額を定める際に特約基本年金額に乗じる割合として、特約締結の際、当会社
	の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた割合をいいます。
特約年金の未支払	年金支払期間中のこの特約が消滅した日または年金支払期間中の特約年金の現価の一時支払の請
分の現価	求日における特約年金の支払残存回数に応じて、当会社所定の方法により計算した金額をいいま
	す。なお、「支払残存回数」とは、この特約が消滅した日または特約年金の現価の一時支払の請求
	日より後に支払われる特約年金の回数をいいます。

第2条(特約の型)

特約の型はつぎのとおりとします。ただし、年金支払回数一定型は、第32条(特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約への変更)の規定による変更の場合に限り取り扱います。

- (1) 年金支払回数逓減型
- (2) 年金支払回数一定型

第3条(特約年金および特約満期給付金の支払)

1. この特約において支払う特約年金および特約満期給付金はつぎのとおりです。

	特約年金・特約満期給付金を支払う 場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約遺族年金	被保険者がこの特約の保険期間中に 死亡したとき	特約基本年金額	特約遺族年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱 が行われた後は最後の復活の際の責任 開始期。以下同じ。)の属する日からそ の日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約遺族年金受取 人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害年金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(表1)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態に新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約基本年金額	特約高度障害年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているとき(すでに特約高度障害年金の支払事由に該当している場合を除きます。)	特約基本年金額×満期給付割合	保険契約者	

2. 特約年金の支払回数については、特約の型に応じてつぎのとおりとします。

特約の型	特約年金の支払回数
年金支払回数逓減型	特約年金の支払事由が生じた日からその日を含めて計算したこの特約の保険 期間の満了日までの年数(1年未満の端数は切り上げて1年とします。)と同 一の回数
年金支払回数一定型	第32条(特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約への変更)第2項に定める回数

- 3. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。
 - (1) 第 1 回の特約年金 特約年金の支払事由が生じた日
 - (2) 第2回以後の特約年金 第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	が出るとかる一方の一方では、			
	備考			
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。			
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態			
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	□唇音 ま行音、ぱ行音、ぱ行音、わ行音、ふ 歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ち行音、さ行音、さ行音、 しゅ、し、ざ行音、じゅ □蓋音 か行音、が行音、か行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん 喉頭音 は行音 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、□腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。			
	項目 行為 1.食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物の摂取を口の中に運ぶこと 2.排便 洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含みません。) 3.排尿 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含みません。) 4.排便 排便あよび排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること およびき取ること 持限の後始末 5.衣服 ボタンのない肌着あよび下着を着たり脱いだの着脱りすること 6.起居 横になった状態から起き上がり、座位を保つこと 7.歩行 立った状態から歩くこと 8.入浴 一般家庭浴槽に出入りすること			

対象となる高度障害状態

両上肢を手関節以上で失ったもの

両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの

1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの

両下肢を足関節以上で失ったもの

両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの

- 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節 以上で失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 その回復の見込のない場合
 - ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節あよび手関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 その回復の見込のない場合
 - ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

第4条(特約年金および特約満期給付金の支払に関する補則)

- 1. 特約遺族年金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 2. 特約高度障害年金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 3. 特約満期給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 4. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約遺族年金の支払事由が生じたものとして取り扱います。
- 5. この特約の特約基本年金額(特約年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する特約基本年金額)が 当会社の定める金額に満たないときは、第3条(特約年金および特約満期給付金の支払)に定める年金の支払の規定に かかわらず、当会社は、特約年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、この特約(特約年金の受取人が2 人以上であるときは、この特約における当該受取人に対応する部分)は、消滅します。
- 6. 特約遺族年金の支払事由が生じた時に、特約遺族年金受取人が死亡しており、その法定相続人が特約遺族年金の受取人となるときは、第3条に定める年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、特約年金の未支払分の現価を、一時に支払います。この場合、この特約(特約遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分)は、被保険者の死亡時に消滅します。
- 7. 主契約の死亡保険金が支払われたときは、この特約の特約遺族年金を支払うものとします。この場合、特約高度障害 年金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 8. 主契約の高度障害保険金が支払われたときは、この特約の特約高度障害年金を支払うものとします。この場合、被保険者がその高度障害状態(表 1)に該当した時に、特約遺族年金を請求する権利が消滅したものとします。
- 9. 被保険者が高度障害状態(表 1) に複数該当することとなる場合でも、当会社は、特約高度障害年金を重複しては支払いません。この場合、主契約の高度障害保険金が支払われる事由となった高度障害状態にもとづいて、この特約の特約高度障害年金を支払うものとします。
- 10. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態(表 1)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第19条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第3条の特約高度障害年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 11. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金の受取人が死亡したときは、第3条に定める年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、特約年金の未支払分の現価(特約年金の受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分の現価)を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約(特約年金の受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分)は、その受取人の死亡時に消滅します。
- 12. 特約年金の支払事由が生じた場合に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定による貸付金の元利金の差引ならびに第13条 (特約の保険料の払込)第6項の規定により支払われる返還金からの元利金の差引を行った後に差し引けない残額が あるときは、特約年金の責任準備金から差し引き、当会社の定める取扱にもとづき特約基本年金額を改めます。
 - (2) 第1号の場合、改められた特約基本年金額が当会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差引後の金額を特約年金の受取人に一時に支払い、この特約は、特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。

- 13. この特約の保険期間の満了日に、高度障害状態(表 1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第3条の規定を適用します。ただし、つぎの各号の場合を除きます。
 - (1) 保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合
 - (2) 第31条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約への変更)の規定により、この特約を5年ごと配当付終身保険特約に変更する場合
- 14. 第13項の規定により特約高度障害年金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う特約満期給付金および契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、特約高度障害年金からその金額を差し引くものとします。

第5条(特約年金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約遺族年金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約遺族年金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 特約遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、 特約遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約遺族年金受取人に支払います。こ の場合、この特約のうち支払われない特約遺族年金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任 準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当した場合には、当会社は、特約遺族年金または特約高度障害年金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、特約遺族年金または特約高度障害年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第6条(特約満期給付金の自動すえ置)

- 1. 特約満期給付金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特約満期給付金は、支払事由が生じたときから、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた特約満期給付金は、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したと きに保険契約者に支払います。ただし、主契約が保険金の支払により消滅するときは、すえ置いた特約満期給付金は、 主契約の保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
 - (3) 第1号の規定により特約満期給付金をすえ置く場合に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約満期給付金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。

第7条(特約年金の現価の一時支払)

- 1. 特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。
- 2. 当会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約(特約年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する部分)は消滅します。

第8条(特約年金および特約満期給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた特約年金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第1回の特約年金を請求してください。
- 3. 当会社は、第1回の特約年金を支払うときに年金証書を作成して、その受取人に交付します。
- 4. 特約満期給付金を請求するときは、保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出してください。
- 5. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
- 6. 保険契約者(特約年金の支払事由発生後は、その受取人)は、特約年金について、当会社の定める取扱にもとづき、 すえ置支払を選択することができます。
- 7. 第6項の規定によりすえ置かれた特約年金は、その受取人から請求があったとき、またはこの特約が消滅したときにその受取人(受取人が死亡したことによりこの特約が消滅した場合は、その受取人の法定相続人)に支払います。
- 8. 第7条(特約年金の現価の一時支払)の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
- 9. 本条または第9条(特約高度障害年金の代理請求)の規定により特約年金または特約満期給付金の請求を受けた場合、特約年金および特約満期給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条(特約高度障害年金の代理請求)

1. 特約高度障害年金受取人が特約高度障害年金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類(別表1)あよび特別な事情を示す書類(別表1)を提出して、特約

高度障害年金受取人の代理人として特約高度障害年金を請求することができます。ただし、特約高度障害年金受取人が 法人である場合を除きます。

- (1) 特約高度障害年金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
- (2) その他第1号に準じる状態であると当会社が認めた場合
- 2. 第1項の規定により特約高度障害年金受取人の代理人として特約高度障害年金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に特約高度障害年金の支払事由を生じさせた者または故意に特約高度障害年金受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求 時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限りま す。
 - (2) 第1号に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人(主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。)
- 3. 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約高度障害年金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約高度障害年金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による特約高度障害年金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- 4. 本条の規定により特約高度障害年金を請求する場合、第2項第2号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- 5. 本条の規定により特約高度障害年金を請求する場合には、特約高度障害年金のすえ置支払は取り扱いません。
- 6. 本条の規定により当会社が特約高度障害年金を特約高度障害年金受取人の代理人に支払ったときは、その後特約高度 障害年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 7. すえ置かれた特約高度障害年金については本条の規定は適用しません。
- 8. 第2回以後の特約年金の支払および特約年金の未支払分の現価の一時支払の場合、第1項から第7項までの規定を準用します。

第10条 (特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第11条(特約の締結および責任開始期)

- 1. 保険契約者は、主契約締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第12条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条(特約の締結および責任開始期)第2項に規定する責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第13条 (特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日、保受契約応当日の属する月の末日までに特約年金または特約満期給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、第1回の特約年金または特約満期給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、第1回の特約年金または特約満期給付金が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約年金または特約満期給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. 特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料の払込は要しません。
- 6. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。なお、特約年金の支払事由が生じたときについて、主約款の保険契約の 消滅に準じて取り扱います。
- 7. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特

約の保険料を払い戻しません。

- (1) この特約の消滅
- (2) 特約年金の支払事由
- (3) 特約基本年金額の減額
- (4) この特約の保険料払込の免除
- 8. 第7項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約年金または特約満期給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、第1回の特約年金または特約満期給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 第1回の特約年金または特約満期給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の 満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、 特約年金または特約満期給付金を支払いません。

第15条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第16条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この 特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第17条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約年金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第18条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特約年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約年金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、特約年金を支払い、または保険料の払いを免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第19条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第18条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第17条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第17条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第20条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約遺族年金受取人が特約遺族年金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。) を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害年金受取人がこの特約の特約高度障害年金(保険料払込の免除を含みます。) を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をした場合
 - (3) この特約の特約年金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、特約年金の受取人または特約満期給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者、特約年金の受取人または特約満期給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者、特約年金の受取人または特約満期給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特約年金もしくは特約満期給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約年金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金。以下本号において同じ。)または特約満期給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により特約年金または特約満期給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約年金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金(年金支払期間中にこの特約を解除したときは特約年金の未支払分の現価。以下本条において同じ。)を保険契約者(特約年金の 未支払分の現価を支払うときは特約年金の受取人。以下本条において同じ。)に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約年金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第21条 (特約の解約)

保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第22条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第13条(特約の保険料の払込)第6項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第23条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、第5条(特約年金の免責事由に該当した場合の取扱)第1項および第2項の場合を除きます。
- 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第23条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、特約年金の年金支払期間中を除き、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したときを除きます。
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第24条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約満期給付金の支払事由が生じた場合の取扱
- 2. 第1項第1号により解約の効力が生じるまでまたは第1項第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、当会社が特約年金を支払うべきときは、当会社は、特約年金の支払事由が生じた日に特約年金の現価の一時支払の請求があったものとして、主約款の規定を準用します。

第25条(特約基本年金額の減額)

- 1. 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも、特約基本年金額を減額することができます。ただし、 減額後の特約基本年金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、特約基本年金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第26条 (年金支払期間における特約年金の受取人に関する取扱)

年金支払期間における特約年金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金の受取人に承継されます。
- (2) 特約年金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の特約年金の受取人を代理するものとします。
- (3) 第2号の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が特約年金の受取人の1人に対してした 行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

第27条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
- 2. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割 当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
- 3. 第32条(特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約への変更)の規定により変更された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 変更後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 変更日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 変更日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 4. 特約年金の年金支払期間中におけるこの特約の契約者配当金の割当および支払方法は、つぎに定めるところによります。
 - (1) 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの特約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (7) つぎの事業年度中に、特約年金の支払事由が生じた日から5年ごとに到来する特約年金の支払日(以下「5年ごとの特約年金の支払日」といいます。)が到来するこの特約。ただし、5年ごとの特約年金の支払日がこの特約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (イ) つぎの事業年度中に、最終回の特約年金の支払日が到来するこの特約。ただし、最終回の特約年金の支払日が5年ごとの特約年金の支払日に該当するときを除きます。
 - (ウ) つぎの事業年度中に、特約年金の支払事由が生じた日および直前の5年ごとの特約年金の支払日からその日を含めて1年以上経過して消滅するこの特約。ただし、年金支払期間が満了して消滅する場合を除きます。
 - (2) 第1号(7)の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの特約年金の支払日の前日の満了時にこの特約が有効である場合に限り、その5年ごとの特約年金の支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに特約年金の受取人に支払います。
 - (3) 第1号(イ)の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に特約年金の受取人に支払います。
 - (4) 第1号(ウ)の規定によって割り当てた契約者配当金は、特約年金の未支払分の現価とともに、特約年金の受取人の死亡により消滅するときは特約年金の受取人の法定相続人に、その他のときは特約年金の受取人に支払います。

第28条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の死亡保険金額を減額した場合(主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。)でも、この特約はそのまま有効に継続します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえない限度まで、この特約の保険期間を短縮することがあります。ただし、短縮後のこの特約が当会社の定める取扱の範囲外となるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

- 3. 第2項の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、 その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返 還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 4. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第29条 (主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第30条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第31条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約への変更)

- 1. 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の全部または一部を保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約へ変更することができます。
- 2. 本条の変更は、つぎのいずれかの日を変更日とし、変更日の前日までのこの特約および主契約の保険料が有効に払い 込まれている場合に限り取り扱います。この場合、変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険金額は、変更日の前日 におけるこの特約の年金現価相当額を基準として計算します。
 - (1) 主契約の契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)
 - (2) この特約の保険期間の満了日の翌日
- 3. 変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、変更日現在の被保険者の保険年齢を基準として計算します。
- 4. 本条の変更の際には、保険契約者は、変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険料を変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 5. 当会社は、変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険料を受け取ったときに、変更日から変更後の5年ごと配当付終身保険特約上の責任を負います。
- 6. 本条の変更が行われた場合には、この特約の保険期間の満了日の翌日が変更日となるときを除き、この特約(この特約の一部を変更するときは、その部分)は、変更日の前日に解約されたものとします。
- 7. つぎの各号の場合には、本条の変更はなかったものとします。
 - (1) 変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了日までに、つぎのいずれかの事由が生じたとき
 - (7) 変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険金の支払事由
 - (イ) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (ウ) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
 - (2) 変更後の5年ごと配当付終身保険特約の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- 8. この特約が保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約に変更された場合、その変更後の5年 ごと配当付終身保険特約には変更日における特約条項および特約保険料率が適用されます。

第32条 (特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約への変更)

- 1. この特約の型が年金支払回数逓減型の場合、つぎの各号のいずれにも該当した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の年単位の契約応当日を変更日として、この特約の全部を特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約(以下本条において「変更後特約」といいます。)へ変更することができます。
 - (1) この特約の締結後2年以上経過しており、かつ、変更日の前日までのこの特約および主契約の保険料が有効に払い込まれているとき
 - (2) 特約年金の支払事由発生前であるとき
 - (3) 変更日からその日を含めて計算した変更前のこの特約の保険期間の満了日までの年数(以下本条において「変更前特約の残存年数」といいます。)が第2項の表に定めるいずれかの年数に該当するとき
- 2. 変更後特約の特約年金の支払回数は、変更前特約の残存年数に応じてつぎのとおりとします。

変更前特約の残存年数	変更後特約の特約年金の支払回数
30年	30□
25年	25□
20年	20 🗆
15年	15□
10年	100

3. 変更後特約の特約基本年金額は、変更前のこの特約の特約基本年金額と同額とします。ただし、当会社の定める取扱

にもとづき、特約基本年金額を減額して変更されることがあります。

- 4. 変更後特約の満期給付割合は、変更前のこの特約の満期給付割合と同一とします。
- 5. 変更後特約の保険期間の計算にあたっては変更日からその日を含めて計算するものとし、変更後特約の保険期間は、変更前特約の残存年数と同一とします。
- 6. 変更後特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、変更日現在の被保険者の保険年齢を基準として計算します。
- 7. 本条の変更の際には、保険契約者は、変更後特約の第1回保険料を変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 8. 本条の変更が行われた場合、第11条(特約の締結および責任開始期)第2項の規定にかかわらず、当会社は、変更後 特約の第1回保険料を受け取ったときに、変更日から変更後特約上の責任を負います。
- 9. 本条の変更が行われた場合には、変更前のこの特約は、変更日の前日に解約されたものとします。
- 10. つぎの各号の場合には、本条の変更はなかったものとします。
 - (1) 変更後特約の第1回保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了日までに、つぎのいずれかの事由が 生じたとき
 - (ア) 変更後特約の特約年金の支払事由
 - (1) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (ウ) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
 - (2) 変更後特約の第1回保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- 11. 本条の変更が行われた場合は、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 変更後特約には変更日における特約条項および特約保険料率が適用されます。
 - (2) 第3条(特約年金および特約満期給付金の支払)および第19条(特約を解除できない場合)に関しては、変更前の この特約の保険期間と変更後特約の保険期間は継続されたものとします。
 - (3) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。

第33条(管轄裁判所)

この特約における特約年金、特約満期給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄 裁判所の規定を準用します。

第34条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。) に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) この特約の第1保険年度における保険金換算額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、 復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日)から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金 の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金また は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第35条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第36条 (特約保険料の一部一時払の特則)

1. 保険契約者は、この特約の締結(特約の型が年金支払回数逓減型の5年ごと配当付遺族収入保障特約から特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約に変更される場合を含みます。)の際、この特約の一部について、当会社の定める取扱にもとづき、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの

各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分(以下「一時払特約保険部分」といいます。)
- (2) 特約保険料の年一括払、半年一括払および月払に対応する部分(以下「分割払特約保険部分」といいます。)
- 2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第10条(特約の保険料払込の免除)の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 - (2) 一時払特約保険部分または分割払特約保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (3) 第28条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第3項の規定により、この特約の保険期間を変更する場合、当会社の定める取扱にもとづき、一時払特約保険部分と分割払特約保険部分との構成比率を改めます。
 - (4) 第31条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約への変更)の規定により、この特約の一部を変更する場合、分割払特約保険部分の一部についてのみ当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。

第37条(5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第12条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短縮後の主契約の保険期間の満了日をこえない限度まで、この特約の保険期間を短縮します。 ただし、短縮後のこの特約が当会社の定める取扱の範囲外となるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、 その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、 返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (8) 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
- (9) 第27条(特約の契約者配当金)第3項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第38条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)

この特約を保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとし、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、特約満期給付金の支払は行わず、この特約の解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第23条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。ただし、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したときを除きます。
 - (ウ) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の死亡保険金額」と読み替えて第28条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項の規定を適用します。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、第1号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1号(7)から(か)までの規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加したときは、第1号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1号(7)から(か)までの規定を適用します。
- (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加したときは、第 1号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約」と、「5年ごと

配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1号(?)から(ウ)までの規定を適用します。

第39条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)

この特約を保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、この特約の保険期間は、保険料の払込完了日の前日までとし、この特約は、保険料の払込完了日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、特約満期給付金の支払は行わず、この特約の解約返還金を保険契約者に支払います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとし、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、特約満期給付金の支払は行わず、この特約の解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額を計算します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第2号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第2号の規定を適用します。

第40条(5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条(特約年金および特約満期給付金の支払に関する補則)第1項、第9条(特約高度障害年金の代理請求)第2項第2号、第3項および第4項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第4条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第4条第7項中「死亡保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
- (4) 第4条第8項の規定にかかわらず、第1回の特約高度障害年金が支払われたときは、被保険者がその高度障害状態 (表1)に該当した時に、特約遺族年金を請求する権利が消滅したものとします。
- (5) 第6条(特約満期給付金の自動すえ置)第1項第2号中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
- (6) 第23条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
- (7) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第27条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、特約高度障害年金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約高度障害年金の支払事由が生じた日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに特約年金の受取人に支払います。
- (8) 第28条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「死亡保険金額」とあるのは「入院給付金日額」と読み替えます。
- (9) 第29条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

第41条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険 の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特約年金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当したときは、特約基本年金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約年金の支払額として第3条(特約年金および特約満期給付金の支払)の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 2)による場合には、特約基本年金額と同額を特約年金の支払額として第3条の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態		削	減 期	間	
該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
- (イ) 第10条 (特約の保険料払込の免除) の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別

保険料の払込を免除します。

- 2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (2) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約年金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。
 - (3) 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約または特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約への変更。ただし、特約年金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約または特約の型が年金支払回数一定型の5年ごと配当付遺族収入保障特約への変更を取り扱います。

第42条(契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第13条 (特約の保険料の払込) 第6項の規定は適用しません。
- (3) 第13条第7項および第8項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第22条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約遺族年金	ア. 第1回の特約年金 当会社所定の請求書 イ. 第2回以後の特約年金(特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。) (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約遺族年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	特約高度障害年金	ア. 第1回の特約年金 当会社所定の請求書 イ. 第2回以後の特約年金(特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。) (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約高度障害年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約高度障害年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約満期給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
4	特約高度障害年金の 代理請求	ア. 第1回の特約年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約高度障害年金受取人が特約高度障害年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険証の写し イ. 第2回以後の特約年金(特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。) (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約高度障害年金受取人が特約高度障害年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (6) 年金証書
()	主)当会社は、上記以外のi	書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害あよび死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

